

令和6年 第7回洞爺湖町農業委員会会議録

招 集 年 月 日	令和6年7月26日					
招 集 の 場 所	洞爺湖町洞爺総合センター 青年研修室					
開 会 ・ 閉 会	開 会	令和6年7月26日 午後1時30分			議長 青山 晴重	
日 時 及 び 宣 言	閉 会	令和6年7月26日 午後2時00分			議長 青山 晴重	
応 招 委 員 及 び 出 席 並 び に 欠 席 委 員 出席 9名 欠席 1名 ○＝出席 ×＝欠席	議席番号	氏 名	出席	議席番号	氏 名	出席
	1	毛利 政則	○	10	青山 晴重	○
	2	澤田 英雄	×			
	3	佐伯 昌彦	○			
	4	田中 恭一	○			
	5	菊地 哲也	○			
	6	星 博明	○			
	7	村上 正弘	○			
	8	西岡 正雄	○			
	9	大西 俊則	○			
会議録署名委員	8番	西岡 正雄		9番	大西 俊則	
義務のために会議室に 出席した者の氏名	事務局長 片 岸 昭 弘		事務局員 村 上 友 和		事務局員 楽 木 雄 太	
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

洞爺湖町農業委員会

議 事 の 経 過 (R6.7.26)		
日 程	発言者	発 言 の 要 旨
開会	議長	ただいまより、令和6年第7回洞爺湖町農業委員会総会を開会いたします。 直ちに、本日の会議を開きます。 本日の出席委員は9名でございます。 本日の欠席委員は、2番 澤田英雄委員の1名でございます。 したがって、総会は成立いたします。
日程1 会議録署名委員	議長	日程第1、会議録署名委員の指名を行います。 本日の会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、8番の西岡正雄委員及び、9番の大西俊則委員にお願いいたします。
日程2 会期の決定	議長	次に、日程第2、会期の決定について、お諮りいたします。 本総会の会期は、本日一日といたしたいと思います。 ご異議ありませんか。 異議なしと認めます。よって、会期は本日一日といたします。
日程3 議案1号	議長 議長	次に、日程第3 議事に入ります。 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書について」を議題といたします。 事務局長より説明願います。
	事務局長	(議案朗読により、説明) 以上の申請内容は、農地法第3条調査書の各要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしくお願いいたします。
	議長	説明が終わりましたが、本件は農地法第3条第2項第7号の「地域との調和要件」が審査対象となります。申請者の地区委員であります西岡正雄委員にお伺いします。本件の調和要件は問題ありませんか。
	8番委員	問題がありません。
	議長	議案説明、地区委員からの報告が終わりました、質疑をお受けいたします。
	9番委員	法務局が許可を出した後に、農業委員会総会に諮る形になっているが、総会時に不許可にする事例はあるのか。

議 事 の 経 過 (R6.7.26)		
日 程	発言者	発 言 の 要 旨
議案 1 号	事務局長	あくまでも、法務局は会社設立を認めるだけとなり、定款や書類等に不備がなければ会社組織として認めるという流れになる。ただ、農業委員会で協議するものは農地所有適格法人として許可するか(農業経営を行うことを認めるか)の部分を審議するものでございますので、内容については別物という捉え方をさせていただければと思います。
	7 番委員	今回の新規法人について、農業生産法人の報告等(売上等)については、どのような処理になるのか。
	議長	報告業務に関しては、来年度より発生してくるものとなります。また、今回のような作付け後の譲渡に関して、極端に言うと、今年度、資材等の支出は個人負担になるが、収入はこれからになるので、収入はあるが支出がない形になることについては、問題はないとのことで、今回の案件を担当している税理士より回答をいただいております。
	議長	(他に、質疑はございませんか。) 質疑が無いようですので、議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請書について」を可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請書について」を可と決定いたします。
閉会	議長	以上をもちまして、本日の案件は全て終了いたしました。 令和 6 年 第 7 回洞爺湖町農業委員会総会を閉会いたします。